

水戸市創業機運醸成・フォローアップ事業業務委託 仕様書

1 委託業務の目的

本市における新たな創業支援事業として、創業者等（創業潜在層・創業関心層の者、創業者・創業後の成長を目指す者を含む。）を対象に、創業に対する興味関心を高める取組を行い、新たな価値を創出する層の拡大を図るとともに、事業の継続や成長力を高める取組等を実施し、創業者等の着実な成長を支援するほか、情報収集・情報交換に資する取組を実施するなど、切れ目のない創業支援を行う。

また、本業務を通じて得られた参加者の属性やニーズ等のデータを分析し、本市の今後の創業支援施策の検討に資するフィードバックを行う。

2 委託業務名

水戸市創業機運醸成・フォローアップ事業業務委託

3 委託期間

契約日の翌日から令和9年3月31日（水）まで

4 委託場所

茨城県水戸市内

5 委託業務の内容

本委託業務の目的を達成するため、受託者は、次の各取組に関して効果的な方法を提案し、実施する。

(1) 創業の機運醸成に資する取組

① 目的

創業に関心がない潜在層やわずかでも関心を持つ層の動機付けをするセミナーなど、若者が将来の選択肢として創業を意識できるような取組を実施する。また、創業に向けて、参加者同士のコミュニティの形成や継続的な交流に向けた取組も実施する。

② 概要

ア 開催数

年2日（連続する2日、時期を開けた2日、いずれも可）

イ 対象者

- ・高校生、大学生等の若者
- ・将来的に創業を考えたい者 など

ウ 参加者数

30名程度

エ 実施場所

水戸市内

オ 参加料

無料

カ その他

- ・日程、時間、場所、内容等については、委託者と協議調整の上、決定すること
- ・参加意欲を高められるよう内容に工夫を凝らすとともに、より多くの対象者が参加されるようPRに努めること
- ・参加者の募集受付については、受注者において任意の方法により行うこと
- ・参加者アンケートを実施し、集計、分析等を行うこと

(2) 創業後の課題解決等に資する取組

① 目的

創業後の事業者にとって課題となりやすい要素や事業の拡大に向けて必要な要素等をテーマとしたセミナーなど、事業の継続性や成長力を高める取組を実施する。また、創業者等同士のつながりを広げるため、参加者同士のコミュニティの形成や継続的な交流に向けた取組も実施する。

② 概要

ア 開催数

年2日（連続する2日、時期を開けた2日、いずれも可）

イ 対象者

既に創業している経営者 など

ウ 参加者数

30名程度

エ 実施場所

水戸市内

オ 参加料

無料

カ その他

- ・日程、時間、場所、内容等については、委託者と協議調整の上、決定すること
- ・実践的なものとなるよう内容に工夫を凝らすとともに、より多くの対象者が参加されるようPRに努めること
- ・参加者の募集受付については、受注者において任意の方法により行うこと
- ・参加者アンケートを実施し、集計、分析等を行うこと

(3) 情報収集・情報交換に資する取組

① 目的

創業者等が情報収集や情報交換を行うことができるオンラインコミュニティを提供する。

② 概要

ア 対象者

- ・高校生、大学生等の若者
- ・将来的に創業を考えたい者、考えている者

- ・創業に向けた準備に取り組む者
- ・既に創業している事業者
- ・創業者等を支援する者 など

イ ツールの例

S l a c k（例に限らず受託者が提案するツールの使用も可）

ウ 受託者において発信する情報の例

- ・水戸市創業支援等事業計画に位置付けられた支援事業者が実施するセミナー等の情報
- ・創業や事業に有益な情報
- ・利用者からの創業や事業に関する質問、相談への対応 など

エ その他

- ・より多くの対象者に利用されるようPRに努めること
- ・多くの創業者等にオンラインコミュニティが利用され、創業者等同士のコミュニティが促進されるよう、定期的な更新や利用者の投稿に対する返信を行うなど活性化に努めること
- ・オンラインコミュニティの適切な管理運営に努めること

(4) 各取組における共通事項

- ① 委託者である水戸市のほか、水戸市創業支援等事業計画に位置付けられた支援事業者とも連携を図りながら（1）から（3）の各取組を実施すること。
- ② 参加者の満足度が高い取組となるよう、受託者が持つノウハウを駆使し事業を実施すること。
- ③ 各取組を実施するにあたり必要とする経費は、全て契約額に含めること。

6 その他の運営上の要件

(1) 実施体制

業務責任者を置き、業務全般の管理を一元化すること。

(2) 事業計画書の作成

契約締結後、スケジュール等を盛り込んだ具体的な事業計画書を作成し、速やかに提出すること。

7 業務報告

業務が完了したときは、業務完了報告書及び事業報告書を作成し、令和9年3月31日までに報告を行う。併せて、電子データでも提出すること。報告内容は以下のとおりとする。

- ・各取組の実施報告
- ・各参加者名簿
- ・各取組で使用した資料等
- ・広報内容の報告
- ・アンケート集計結果

- ・本業務の実施結果の分析による課題や支援ニーズ、改善策の提案
- ・上記以外に委託者が求める事項

なお、上記によらず、委託業務の履行状況について報告を求められた場合には、委託者が定める方法により速やかに報告する。

8 留意事項

- (1) 本委託業務において作成した全ての成果物及び成果物を構成する文章・写真等全ての素材の著作権（著作権法第27条及び第28条に定める権利を含む。）は、委託者に帰属することとする。

また、受託者はそれらの成果物及び成果物を構成する素材について、委託者及び委託者が指定する第三者に対して著作権者人格権を行使しないこととする。ただし、企画提案書に受託者が希望する著作権の取扱いに関する記載があり、かつ受注後書面で委託者の承諾を得た場合はこの限りでない。
- (2) 受託者は、提出する成果物及び成果物を構成する文書・写真等全ての素材について、第三者の商標権、肖像権、著作権、その他の諸権利を侵害するものではないことを保証することとし、第三者の権利を侵害していた場合に生じる問題の全ての責任は、受託者が負うものとする。
- (3) 受託者は、提出する成果物及び成果物を構成する文書・写真等全ての素材について、委託者が次年度以降の事業の中で使用する場合においても、第三者の商標権、肖像権、著作権、その他の諸権利を侵害することがないように事前承諾を得るなどの手段により保証しておくこととし、第三者の権利を侵害していた場合に生じる問題の全ての責任は、受託者が負うものとする。
- (4) 受託者は、本委託業務中に知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。委託業務完了後についても、同様とする。
- (5) 個人情報の取扱いについては、以下のとおりとする。
 - ① 受託者は、個人情報について個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）等の関係法令に基づき、適正に取扱わなければならない。
 - ② 受託者は、委託業務により知り得た個人情報の目的外使用及び第三者への提供、複写及び複製をしてはならない。
 - ③ 受託者は、委託業務により収集した個人情報は、適切に保管、使用及び搬送すること。
 - ④ 受託者は、委託業務により収集した個人情報は、この契約が終了し又は解除された後は確実に消去し、報告書を委託者発注者に提出すること。
 - ⑤ 委託業務に関し、個人情報の漏洩等の事故が発生したときは、その事故の帰責の有無に関わらず、速やかに委託者に報告し、委託者の指示に従うこと。
- (6) 受託者は、業務内容に疑義が生じた場合は、速やかに委託者の指示を受けることとする。
- (7) 受託者は、その成果物に、受託者に非がある不備が発見されたときは、速やかに成果物を訂正しなければならない。
- (8) 受託者は、本委託業務を他に委託し又は請け負わせてはならない。ただし、書面により、委託者の承諾を得たときはこの限りでない。
- (9) この仕様書に定めのない事項及び不明な点は、委託者・受託者の協議の上、決定する。